

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年12月13日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第101号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第102号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第103号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第104号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第105号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第106号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第107号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第108号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 所管事務調査 障害者支援センターについて
- 4 出席委員 鈴木深由希, 黒木靖治, 宍戸 稔, 弓掛 元, 藤井憲一郎, 新田真一, 徳岡真紀, 増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【市民部】 矢野市民部長, 児玉市民課長, 山本課税課長, 大原収納課長
 - 【子育て支援部】 松長子育て支援部長, 畑中子育て支援課長, 林保育係長
 - 【教育委員会】 甲斐教育次長, 赤木教育委員会事務局付課長, 藤本教育指導係長
 - 【福祉保健部】 牧原福祉保健部長, 白附社会福祉課長, 細美高齢者福祉課長, 松田障害者福祉係長, 竹田介護保険係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和3年12月定例会のフォルダにございます審査順のとおり行いたいと思います。初めに議案8件の審査を行い、その後、先日の委員会での話を受けまして、正副委員長で協議の結果、実態の把握に努めるため、障害者支援センターについて所管事務調査を行う予定です。

以上の日程で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって室内の換気のために休憩を挟みたいと思います。また、十分な審査を短時間で行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

議案第101号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 委員の皆様、おはようございます。本日、市民部に係る議案は3件ございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第101号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明させていただきます。

最初に、本条例改正案の要旨を説明いたします。本条例改正案は、令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。改正の背景として、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直すため、全世代対応型の社会保障制度の構築を見据えた法改正があったということがあります。

法改正の中では、1、給付と負担の見直し、2、子育て支援の拡充、3、予防・健康づくりの強化を軸に整備をされています。条例改正案の内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を従来の半額に軽減するほか、文言の整理を行うとするものです。

新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の5ページ下段からの第23条第2項が、今回の改正において追加された未就学児の均等割額半額軽減に係るもので、6ページの第1号で医療保険分、第2号で後期高齢者支援金分について保険給付額を定めています。その他の条項は文言の整理に係るものです。

市や市民への影響としては、対象者として約150人の子どもさんを想定しています。最大で年間約252万円の税減収となりますが、この場合、財源として国と県から4分の3に当たる約189万円の補填があります。残りの不足63万円が市の負担となり、一般会計繰入金での充当となります。また、低所得世帯に対する均等割も軽減制度と合わせて適応できるようになったために、例えば7割軽減対象世帯に適用すべきである場合、残りの3割の半分を軽減することから、実質8.5割の軽減となります。

文言の整理部分を除き、施行期日は令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 改めまして、おはようございます。今回の条例改正についてですが、未就学児への公費による5割軽減というのは、子育て世帯への負担軽減という面では一歩前進だと思いますが、それでも未就学児分として、後期高齢者支援金に関しても最大3,400円課税する状態が続いていますが、先般の一般質問でもありましたが、この部分に関してだけでも解消するというのは難しいのか、お伺いします。

2点目として、新旧対照表を見させてもらいますと、文言整理ということだったので大きな意味はないのかもしれませんが、基礎課税額という文言が何か所も追加になっていますが、この文言が追加されることによって何か変更があるのか、算定等に影響がないのか、お伺いします。

以上、2点です。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 まず、第1点目の後期高齢者医療への支援という部分ということでございます。この部分でございますけれども、常々からも、一般質問でも、18歳未満については軽減をしてほしいという声をたくさん聞かせていただいているところも十分に認識をしております。今の後期高齢の部分については、また今後そういったことの問題点も認識をしておる中で、しっかり、市独自でということやはり難しかろうと思いますので、また市長会等を通じまして調整のほうを、要望のほうを上げていければと思っています。

もう1点目の基礎課税額といったところの文言の整理でございまして、これにつきましては全体のバランスの中で、今まで介護保険の部分、後期高齢者支援の部分についてはそういう文言を表に出して使われておりましたけれども、今の基礎課税額というところは医療の関係になるんですが、この全体の条例の整理の中で統一されていないところがありましたので、そこをあえて表記をさせていただいております、それについては内容に変更があったものではございません。今回、そのほかの文言整理のところも同じ文言をたくさん入れておりますけれども、そういったこともありまして、今の基礎課税額というところは、そういったところのバランスで、同じように統一したということでございます。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 2点目については文言整理ということで分かりました。1点目の後期高齢者支援金部分についてですが、最初のときに御説明いただきましたように、この条例の上位法改正のときに、附帯決議でも、さらなる負担減になるように拡充を引続き検討することのような文言もありますので、続いて、市長会等を含めて、さまざまな部分を含めて要望をしっかりとさせていただきたいと思えます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第101号の審査を終わります。

次に、議案第102号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明を願います。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 議案第102号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明させていただきます。

最初に、本条例改正案の要旨を説明いたします。本条例改正案は、証明交付のオンライン申請に対応するため、また証明交付事務の効率化を図ることを目的とし、租税公課に関する証明及び資産に関する証明の交付手数料に係る関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

条例改正案の内容は、租税公課に関する証明については、これは納税証明という形になろうかと思えますけれども、今まで1件300円で、同一年度1税目を1点とし、1税目増すごとに10円を加算していたものを、改正後は1件300円で、同一年度1税目を1件に改正しようとするものです。例としましたら、同じ令和3年度の軽自動車税と住民税の納税証明を受けようとするれば、今までは310円、4月以降、御決いただきました以降は、2件ですので600円というような形になろうかと思えます。件数としては、実績はほとんど今のところ、近年では数件ということで、大きな影響はなかろうかとは思っております。

次に、資産に関する証明につきましてです。同一年度同一納税義務者ごとに、土地3筆まで300円、これは現行です。1筆増えるごとに10円を加算。家屋、3棟まで300円、1棟増えるごとに10円を加算。償却資産、総計または3品までを300円、1品増えるごとに10円を加算していたものを、改正後は土地、家屋、償却資産の区分を廃止し、共有名義分や納税義務者としていた代表相続人分のものも含め、同一年度1件500円として評価証明、公課証明、資産証明及び課税台帳記載事項証明を交付しようとするものです。

新旧対照表を御覧ください。改正のみのところ、第5条、手数料の区分として定めていたものを、改正後、第2条において、証明の種類ごとに金額をまとめるよう改正をしているものです。

市民の影響として、固定資産税に関する証明手数料は、令和3年度の申請1件当たりの平均手数料は439円となっています。発行件数は、令和2年度1,463件、手数料総額は63万6,850円で、改正案による試算では、総件数で73万1,500円となり9万4,650円の増額となりますが、共有する資産内容や課税台帳記載状況において手数料請求額は従来よりも下がる場合もあり、申請者の方へ一律に増額の影響が生じるわけではございません。

施行期日は令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第102号の審査を終わります。

次に、議案第103号、三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 議案第103号、三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明させていただきます。

最初に、本条例改正案の趣旨を説明いたします。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の見直しに合わせて、当該制度における掛金の金額を現在の1分娩当たり1万6,000円から1万2,000円の引下げと、引下げ分の4,000円については少子化対策としての重要性を考慮し、本人の給付引上げに充てるべきとの方向性が示されました。これに基づき、国において令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例を改正しようとするものです。

本市におきましては、これまで国民健康保険の被保険者、またはその被保険者が出産したときには出産育児一時金として40万4,000円、産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産については掛金額1万6,000円を加算した42万円を支給していますが、このたびの見直しでは、総額の42万円は維持をした上で、産科医療補償制度の掛金を1万2,000円に引き下げ、本来の給付分が40万8,000円に引き上げられることとなります。

続いて、改正内容について説明いたします。新旧対照表を御覧ください。第4条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改め、同項ただし書き中、1万6,000円を1万2,000円に改めるものです。

施行期日は令和4年1月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 産科医療補償制度に入られている場合、総額は変わらないんですが、未加入の場合は給付金額が増えるんですが、決算認定シートを見ますと、恐らくほとんど未加入というのはいないんじゃないのかなと思いますが、もし具体的な数値等をお持ちでしたら教えていただきたいと思います。あわせて、特別会計に関して本市の影響というのは軽微であるのか、改めてお伺いします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 今回の産科医療補償制度、これについては委員おっしゃっていただきましたとおり、未加入の医療機関というのは少のうございます。広島県内は加入率100%です。全国的に見た場合にも99%、やはり入っておられないところも若干あるようではございますけれども、そういった形で、広島県では100%の加入率というふうになっております。

○鈴木委員長 児玉市民課長。

○児玉市民課長 出産育児一時金に関する財源の内訳ですけれども、こちらのほうは3分の2が一般会計からの繰り出しということと、残りの3分の1を国保税で賄っているということになりますので、トータルの金額が変わらないので、本市への影響ということになりますと、当然変わりがないと。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 総額は変わらないんですけど、未加入部分が、もし本市の部分で、給付した部分が実績でありましたら変わってしまうんですけど、本市においては未加入の部分の給付実績で40万4,000円計上でしたら、この部分というのはほとんどないということで理解してよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 児玉市民課長。

○児玉市民課長 昨年度の実績でいいますと、1件、未加入、産科医療保障制度対象外の方がいらっしゃいました。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第103号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れかえ)

○鈴木委員長 次に、議案第105号、三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 では、議案第105号、三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

今回の改正内容は、条例別表から三次市安田保育所の名称及び位置を削るものでございます。安田保育所については、平成29年11月の保育所保護者会との覚書の締結後、平成30年4月から使っていて、その後、休所としておりました。休所から2年以上が経過し、今般、保育所を廃止することについて地区と合意したことから条例の一部を改正しようとするものです。なお、施行日は公布の日からとします。

以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 地域と合意をされたということでありませうけれど、今後どのような形で活用されるのか、そういったことが、今現在どのように話をされているかということと、廃止をすることによって、恐らく子育て支援部の持ち物じゃなくなると思うんですが、維持管理のほうはどのようにされるのか。例えば、活用がまだ決まらない間、環境整備でありますとか、あと建物をそのままにしておくのか、崩すのかであるとか、そういったことが何かしら分かればお聞かせをください。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 現在は、地域の方による活用の方策について、地域で検討していただいているところでございます。その方向が決まりましたら、次の手続を受けることとなりますが、決まらない間につきましては、保育所としての機能はこの条例が可決いただきましたら廃止ということ

になりますけれども、その後、次の活用が決まるまでは子育て支援部の管轄、まだ所管になりますので、その間は管理をしていくのは子育て支援部ということになります。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 心配するのは、その地域で、あそこは安田地区の真ん中にありますけれど、草ぼうぼうになったり、そういったことが心配されるわけなので、しっかり管理をしていただくことが必要であるということと、あと将来的なことではありますけれども、以前私も一般質問のところでお話をさせていただきましたが、例えば民間へ売却するであるとか、そういった方向も視野に入れながら、もちろん地域の人の利活用したいという意見も大事ではありますけれども、しっかりいろんなことを視野に入れてやっていただきたいと思うんですけれども、お願いみたいな形になりますけれども、そういったお考えは、今現在はもちろん難しいと思うんですけど、しっかり考慮していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 今現在、地域の方による検討がされておりますけれども、やはり最も地域の方々、地域で活用できる方法というのが望ましいと思いますので、地域の方に活用方策について検討していただく、その後につきましては、やはり地域の方にとってよい方向での検討というのをさせていただきたいとは考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

新田委員。

○新田委員 安田保育所の廃止に当たって、それを削除するという条例だと思っておりますが、当時、今、部長の報告の中には吉舎保育所へ統合というお言葉がありました。安田地区のいわゆる対象児童、現在吉舎保育所へどれぐらい通っているのか、また吉舎保育所以外に通っているというのがあるかどうかお聞きします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 今現在、吉舎保育所へ在籍している児童は2人、安田地域の児童については2人です。それ以外の吉舎保育所以外に行っている子供については把握しておりません。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 保育所統合が今後いろんな課題になっていく中で、統合という考え方というのが、義務教育学校等と保育所、若干違うかなというのを思います。統合の理由は少子化、少人数による運営とかいろんな問題。何が言いたいかという、保育所統合のときに保育所の子供たちは結構ばらばらに、保護者の選択によって、勤め先が三次だから三次に行くとか等々が許されるといったら変ですけど、ということになると、ある意味一層統合に拍車がかかるというような懸念をする中で、保育所入所の1つの条件、方向性として、統合先への通学・通園というのを、一定枠をかけるのかというようなことはできるのかできないのか、お伺いします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 保育所につきましては入、入所保育所先はそれぞれの保護者の希望する保育所ということですので、いわゆる小学校、中学校のように区域があるというわけではご

ざいませぬ。ただ、規模適正化の計画の中におきましては、小学校区ごとを基本として統合していくというような考え方でございまして、例えば安田保育所であるならば、吉舎保育所のエリアの子供について、別々の保育所へ分けて統合していくのではなく、1つの固まりとして吉舎保育所へ統合するというような考えです。ただ、この場合におきましても、必ず吉舎保育所へ入所しなくてはいけないということではございませぬ。あくまでも保護者の希望する保育所に通所するということができますという考え方です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第105号の審査を終わります。

次に、議案第106号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 それでは、議案第106号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。事前に資料のほうを配付させていただいております。説明資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、改正概要についてです。今回の条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。関係省令等につきましては、説明資料に記載のとおりです。

次に、改正内容に入る前に少し御説明いたします。本条例は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に当たり、国の基準を踏まえて制定されたものでございます。家庭的保育事業等が市の認可事業として新たに位置づけられたため、認可事業として満たすべき設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。条例名にあります家庭的保育事業等ですが、これは資料の5、その他のところを御覧いただきますと、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、この4つの事業をいまして、ゼロ歳から2歳までの保育を提供しております。三次市で実施している事業は、事業所内保育事業が1施設、小規模保育事業が2施設で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。

では、改正内容に入ります。第6条でございますが、この第6条においては、保育所等との連携について規定している条項でございます。家庭的保育事業者等は、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園といった連携施設を適切に確保しなければならないとされております。さらに、連携施設の確保が著しく困難であるときなどには、他の家庭的保育事業者等や地方公共団体が補助・支援を行っている認可外保育施設等から連携施設を行うものを確保しなければならないことも規定されているのが、今回の6条でございます。

まず、第6条第1項の改正は、条項を整理するものです。

次に、第5項の改正でございますが、この連携協力を行う施設等に国家戦略特別区域小規模保育

事業を行う事業者を加えるものでございます。本市は国家戦略特別区域として認定されていませんが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のこの第6条については、市町が条例を定めるに当たって従うべき基準とされているため、同基準に準じて条例を改正するものでございます。

次に、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項、第47条第3項の改正でございます。これは家庭的保育事業者等の保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師についても1人に限り保育士とみなすことを加えるものでございます。

最後に、第49条については、事業者等の業務負担軽減等の観点から、諸記録の作成・保存等について、書面に代えて電磁的方法による対応を行うことができるよう規定を追加するものでございます。

以上が改正内容でございます。なお、施行日は公布の日からとします。よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑をお願いします。

増田委員。

○増田委員 29条ほかの改正で、保健師、看護師に加えて准看護師を今回保育士と見なすことができるということになっているんですが、これは本市において実際このような運用をされている例があるのかお伺いします。

2点目として、事業者の業務の軽減というのも、なかなか保育士にとってで、中で必要なことをお持ちだと思いますが、どのようなことが業務負担の軽減になるのか、諸記録の作成・保存等とは書いてありますが、具体的にどんなことがあるのか、お伺いします。

以上です。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、准看護師の雇用というところでございますが、保健師、看護師、准看護師を加えて、全てこの3つの職種の方については、今まで雇用のほうはございません。今後、こういった雇用もあり得るというところで改正をしております。

それから、事業者等の業務負担軽減の観点からということでございますけれども、条例の中に規定されておりますものの中で、家庭的保育事業者等内部の規定というものが第18条にございます。例えば事業の目的及び運営の方針であるとか、提供する保育の内容であるとか、いろいろ定めなければいけないこと、運営についての重要事項に関する規定も定めておかないといけないというようなことであったり、あるいは第19条において、家庭的保育事業所等に備える帳簿ということで、職員あるいは財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければいけないというような規定がございます。こういったものについて、負担軽減の観点から、ペーパーではなくて電磁的方法による対応、保存というのが可能になるということでございます。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 1点目について、現在ないということなんです、今後取り入れるということで必要なのかもしれませんが、保育士資格がないという方が業務に携われるということで、実際あるのか

どうか分からないですけども、問題点とか課題等がないのかお伺いします。2点目のことについては御説明いただきましたので、理解しました。1点目のほうをお願いします。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 保健師であるとか、看護師、准看護師を雇用するという場合におきまして想定されるのは、やはりそういった状況の児童がいる場合であろうかと思えます。したがって、専門的な対応ができる職員を雇用するというところで雇用される職種であろうかと思えますので、完全に保育士としてという仕事の業務内容ではなかろうかと思えますので、いわゆる保育のほうに影響があるというような、問題が起きるかというようなところについては、その保育所内において保育士との連携のところ、それはスムーズに行えていくのではないかと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

新田委員。

○新田委員 家庭的保育事業等は、小規模事業所、居宅訪問型というふうにあつて、本市対象は事業所と小規模保育事業、この対象保育園があるというふうにご説明がありますが、ということになると、家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業が現在はない。ただ、法改正でそこらをちゃんと整備しておくということなんですけど、これらのニーズというのは、もう十分、今後あればできる可能性はある等々は、現状どうなのでしょう。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 まず、居宅訪問型保育事業というのが、いわゆる1対1で保育をする、その御家庭に行って、保育士が訪問して保育をする。この場合は、その児童が保育所に通所できないような状況であるというのが想定の下での保育事業でございます。また、家庭的保育事業というのは、子供の人数が5人以下において、5人以下の子供たちを保育する事業ということで、それぞれ要件のほうも異なっておりますけれども、現在のところ3歳未満時の保育、こういった保育を行う事業所のほうの希望は聞いておりませんので、想定というところではございません。ありませんけれども、将来的にどうしても3歳未満の待機児童が相当に発生するようなどころでは、全くないということではございませんが、現在のところは小規模保育事業のほうで賄えていると考えております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 三次市って待機児童ゼロだったと思うんですけど、居宅訪問型という部分について言えば、3歳以下の子供たち、いわゆる障害を持った子供たちが保育まで至らず家で見ていたりというような状況の把握はあるんじゃないかと思うんですが、そこらも現在のところ、保育所あるいは小規模事業所等で賄われているというふうにご説明いただいてもいいのでしょうか。

○鈴木委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 来年度実施計画のほうにも掲載しておりますが、医療的ケア児を酒屋保育所で開始するように計画しております。現在ガイドラインを作成中というところがございますので、医療的ケア児等の対策については、そちらのほうで行いたいと思っております。そのほかに、保育としましては、集団の中でということで育つ力というのを重視しておる関係もございまして、

やはり保育所のほうで子どもたちを保育するということを基本に考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第106号の審査を終わります。

次に、議案第107号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第107号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、事前に配付しております説明資料に沿って御説明させていただきます。

まず、改正概要についてです。今回の条例改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。関連省令等につきましては、説明資料に記載のとおりです。

本条例も、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に当たり、国の定める基準を踏まえて制定されたものでございます。子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた施設・事業について、公的な財政支援の対象になるか市が確認の手続を行いますが、確認のための施設・事業の満たすべき基準を定めているのが本条例でございます。

条例名にある特定教育・保育施設とは、資料5のその他に記載がありますように、保育所、幼稚園、認定こども園のうち、市の確認を受けたものを言います。本市においては、保育所が2施設、認定こども園が1施設あります。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のうち、市が確認をしたものをいい、本市においては事業所内保育事業が2施設、小規模保育事業が2施設ございます。

では、改正内容について御説明いたします。第5条第2項から第6項、それから第38条第2項については、保護者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減等の観点から、保護者への説明等のうち、書面等で行うものなどについて電磁的方法による対応も可能となるよう規定されている条項でございますが、これを削除し、第4章雑則において整理するものでございます。

第42条第1項の改正は、先ほどの議案第106号と同じ内容のもので、連携施設の確保が著しく困難であるときなどに確保する連携協力を行うものについて、この連携協力を行う施設などに国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を加えるものでございます。

最後に、第4章雑則、第53条第1項から第6項については、保護者の利便性向上と事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業所等が作成・保存等を行うものや保護者との間の手続等に関連するものについて、書面に代えて電磁的方法による対応も可能となるよう規定を追加するものです。先ほどの議案第106号の改正で説明しました、事業者における諸記録の作成・保存等に加え、保護者との間の手続等に関連する書面等で行うことが想定されているものについても、電磁的方法による

対応が可能となるものでございます。

以上が主な改正内容となります。なお、施行日は公布の日からとします。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

徳岡委員。

○徳岡委員 2点質問をさせていただきます。この改正なんですけれども、これまで保護者との連絡が紙媒体であったり、電話だったりしてあった範囲が、今度オンラインやデータとして処理できるようにというようなことに、雑則のほうには改正があるような形になるのかと思うんですけれども、1つは、現時点で小中学校ではマメールのような形で、具体的に災害があったときに情報を提供したりだとか、あと不審者情報などというものが提供されているのがありますけれども、保育所とかではそういったことが行われてないと思うんですが、それと同じようなシステムを導入するということによってよかったですでしょうか。

それと、もう一つは、現在、和田保育所などでICTの試験的な運用、例えば出席をメールでやり取りするようなタッチメールか何か、ICTの活用で出席します、欠席しますというような運用があるかと思うんですけれども、そういったものも含まれるのでしょうか。その2点をお願いします。

○鈴木委員長 松長市子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 この条例におきまして改正される、保護者との電磁的方法による対応というところでございますが、これにつきましては、この条例で規定しております保育の提供の開始に当たって、利用申込者に対しまして、あらかじめ運用規定の概要、例えば施設の目的であるとか、保育の内容であるとか、開所日・時間等といった運営規定の概要でありますとか、あるいは職員の勤務体制、それから利用者負担、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行う必要がございますが、それらについて、いわゆるメールによる送信であるとか、あるいはホームページ上へ電子ファイルのほうを掲載して閲覧していただくとか、CD-ROMであったり、磁気ディスクによる、そういった記録媒体による提供ができるというものでございまして、いわゆるマメールによって日々の連絡事項ということではございません。保育所によっては、当然保育所のお便りというようなものであったり、連絡事項もそういった方法で提供しているところもございますけれども、この条例の改正で言ったところとは違っております。

それから、今現在、直営の保育所におきましては、小学校のようなマメールというようなものはございませんが、「Kids☆めるまが」というものを登録していただいて、それでいわゆる連絡事項、緊急的な早くお知らせしたほうが良いような災害時の連絡事項等は、これを利用して保護者の皆さんにお知らせしているというような方法もっております。

○鈴木委員長 議案内容に沿った質問をするように心がけてください。よろしく願います。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第107号の審査を終わります。

子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○鈴木委員長 次に、議案第108号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 議案第108号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

令和4年度からコミュニティスクールを実施することに伴い、学校運営協議会を令和4年度から設置するため、関係条例であります三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、学校運営協議会の委員を地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職として報酬を支給するためには条例に根拠を有する必要があるため、条例改正を行います。それは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項、本文の部分は、学校運営協議会を置くように努めなければならないとし、ただし書部分は、学校運営協議会を置くことができるとしておりまして、法律において置くものとするというふうにされていないことから、条例に根拠を有する必要があります。

委員の構成については、設置規則は、本議案が可決された後に、同条第1項の規定により教育委員会の規則で定める予定です。委員は各中学校区15名以内とし、保護者、地域住民、当該学校区の運営に資する活動を行う者など、校長が推薦する者を同条第2項の規定により教育委員会が任命する予定でありまして、その報酬を年間6,000円として定めたいと考えています。

この6,000円の根拠というのは、これまで学校運営について校長の求めに応じ意見を述べる学校評議員の委嘱をしておりますけれども、学校ごとに年2回程度活動を行っており、報酬は1回3,000円です。この学校評議員の機能を学校運営協議会に持たせ、学校運営協議会を1年に2回程度開催することというふうに考えますので、年間6,000円の報酬が妥当ではなかろうかというふうに考えております。将来的には、市内の全中学校区が学校運営協議会を導入すれば、学校評議員の制度は廃止をする予定であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いをいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 今の御説明で、年2回ぐらいの開催だということを計画されておられるということで、学校評議員のほうが日額3,000円で、こちらの学校運営協議会委員のほうが、年額6,000円ですね。同じようなことだったら、日額のほうがはっきり費用弁償が分かるんじゃないかと思うんですが、日額にされたのと年額と差をつけられた意味を教えてください。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 学校評議員のほうが日額3,000円というふうになってはいますが、学校運営協

議会を年2回程度開催の予定を考えておりますけれども、年2回のほかには、やっぱり日常の打合せとかでも学校へは出入りをしていただくことも考えられます。それらを含んで年間6,000円、学校評議員の日額3,000円、それを使っているというのを参考にして、年間6,000円というふうになってございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

新田委員。

○新田委員 今の説明で、条例によって報酬を定める、そして規則をつくるというふうな。私の質問で、順番が逆だろうとか言って質問しようと思ったんですよ。学校運営協議会規則はまだできてない。できてないけど報酬だけ先に決める。他市の例を見ると、先ほど人数とか規模も言われましたけど、学校運営協議会規則で委員の任務と人数と資格も決まってないのに、報酬だけ先に決められるんですか。予算の立てようがないじゃないですかと思うんです。逆に、報酬が決まれば、報酬の枠内で人数を決めにゃいけんとかということになるんですからね。そこらをどうお考えか、1点目。

今先ほど日額、年額の積算、報酬の話がありましたが、高校は年額4,000円で、見ると三次高校は年2回、日商館高校は去年は5回開いとして、回数もばらばらだけど、また条例が先に決まるというのは、ここらはどういう考慮や考えがあるのか、2点ほどお願いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 条例その他議会の議決を要すべき案件が、新たに予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られない間、これを議会に提出してはならないというふうに、地方自治法第222条第2項にあるんですけれども、これは議案も、1本が提案を、すみません、その前に。素案は今つくってます、今の規則は。これはできておりますけども、上位法優先の原則があるということで、条例可決後に公布を行うというふうに思っております。

今の報酬額のことですけども、他市の、市町の例でありますとか、県立の例を見ましたら、おっしゃいますように4,000円から6,000円程度のところがあります。委員がおっしゃいますように、委員会の開催の回数はそれぞれありますけれども、現時点で考えておるのは、年2回程度というのを想定しておりますので、今後コミュニティスクールが実際に始まって、その後、委員の皆さんの中でいろいろな意見が出れば、またそのときには改正は必要かと思っておりますけれども、現時点では年2回程度を考えておりますので、学校評議員の日額を参考にして6,000円というところを考えております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 条例のほうが上位法だからということだろうと思うんですけども、学校運営協議会規則は、これは教育委員会会議での決定ということになるんだろうと思います。ただ、私はその学校運営協議会規則に多大なる問題があると思っています。一番問題は教職員の人事に口が出せると書いてある。それをこれは重要課題として、教育委員会会議においての手續を踏んだ上で議会へも諮るべきと私は考えますが、教育委員会にはそういうお考えはおありでしょうか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で、教育委員会は教育委員会規則で定めるといふふうに書いてありますので、これは教育委員会においてされる。その後、議会に対しては、議決を求めるといふものではありません。報告はさせていただく、いつまで分かりませんが、議決についてはそういうふうな決まりがありませんので、機会を見てまた報告はさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 教職員の任用について意見を述べるができるというのがひな形です。教育委員さんに多大なる責務と責任を持ってこの部分を論議していただきたい。終わります。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 学校運営協議会委員15名、1中学校区15名以下というふうになったんですけども、この15名という数値の根拠と、どういう人がこの委員として考えられているのかということをお聞きかせください。

○鈴木委員長 赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 今、三次中学校区をモデルとして準備委員会等を開いておりますけども、その中で今検討されておるのが、保護者の代表であったりとか、地域の学校に関わってくださっております母子推進員の方の代表とか、地域におられる民生児童委員の代表の方とか、これまでも学校のほうへいろいろな協力をしてくださった方々等々へ声をかけながら、今、人選をしているところでございますので、学校にとってこれまでも協力をしてくださった方々が中心になるとは考えておりますし、また地域のボランティアグループの方々等にもお声かけをさせていただきながら、今、人選をしているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 15名の根拠、15名以下と今予定されていますが、その数字の根拠をお願いします。

赤木事務局付課長。

○赤木教育委員会事務局付課長 申し訳ありませんでした。他市等の人数等も参考にしながらですけども、三次市としては、これまでの小中一貫教育の充実をしてきたことをさらに発展ということで、中学校区でというふうなことを考えておりますので、他市が10名以内とか15名以内とか様々ありますが、三次市としては中学校区で15名、多いところの15名を参考にさせていただいております。

以上です。

○鈴木委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 今の15名以内の委員の方の中で、公費が支給されている、いわゆる充て職ですね。そういう方がもし委員になられたときには、報酬の二重払いというようなことにもなりかねんのかなというふうに思うんですけど、そこら辺の人選に影響はあるのかなのか、どういうお考えがあるのかということをお聞かせください。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 どういった方が委員になるべきかというのは、学校の意見も参考にしながら決めていきたいと思いますが、その方が公費で支払われておられる場合は、その部分は、この報酬は持っておられる公の職務をもって出られるわけですから、報酬というのは支払わないというふうな考えでおります。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 それは当然なことだろうというふうに思うんですけども、15名というのは結構多い人数だと思うんですね。今言われる、例を言われたですけども、ある程度そういう人というのは、役職的に、その役柄的に大体統一しとかないけないんじゃないかなというふうには思うんですね。地域によっては、特色ある学校づくりの中で、特色ある委員を選ばにゃいけないということがあるかも分かりませんが、今、全くそういうものが分からん、二重払いになるんじゃないかという指摘に対しても、そういうことは現在のところ分からんというような状況で、この報酬を決めるというのは何か拙速すぎるようなところも思うんですけども、そこら辺の議論はなかったんですか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 15名というのは、各中学校区、いろいろございまして、1中学校区に対して1小学校というところもありまし、多いところでは1中学校に対して4小学校というところもあります。ですから小学校区ごとに委員を選ばれるという考え方もありましよう。そういうことを考えたら多くて15名、けど1中学校区1小学校となれば、もっと少なくてもいいかも分からんみたいな、そこは中学校区ごとの状況によって人数が決められると思いますけれども、今言われます公の方が出られる、その議論はしておりませんが、公の職をもって委員になられるのであれば、そこは報酬は支払われないという考えではあります。

○鈴木委員長 地域によって人数の変動は考えられるけど、さっき宍戸委員のおっしゃった役職等の統一とかも検討されたり、必要であるとお考えかということに関して、もう一度お答えください。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 中学校区ごとに取組の重点項目もいろいろ違いましようし、それによって委員が決めるものであると思いますので、統一的なことは考えておりません。ただ、委員になっていない方でも学校の取組には参加をしていただくというのが、この学校運営協議会制度でありますので、統一をしてなくてもその地域で学校の運営に携わってくださる方というのは何らかの形で力を貸していただけるものというふうに思っております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

増田委員。

○増田委員 先ほどの宍戸委員の質問に関連してはありますが、公費を支払われている方には支払いしないということだったんですが、これについて条例等に記載する必要はないのか、それともここに出ている部分とは関係ないところにそういう規定があるのかについてお伺いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 学校運営協議会でなくとも、ほかのいろいろな協議会とか検討委員会とか、いろいろな会がありますけれども、その委員が公の職を持って就任される場合は、その報酬を支払わないということがありますので、その例によってこの学校運営協議会もならっていくたいと思いますけれども、それがどこかに書いてあるかどうかというのは、ちょっとすみません、今、資料を持ってないので。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 またその辺りは、後ほど御確認いただきたいと思います。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 公務員の場合、御指摘のとおり重複支給になるため支払いは行いません。ただし、支給できないのではなく、支給すると本当の給与から相当数の額が減るということも考えられます。

○鈴木委員長 そのときの条例に、それに関する具体的な明記は今後する必要がないというか、考えてないということになるのか、改めてお伺いします。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 今回の条例に、そのことについて明記するという考えはありません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、議案第108号の審査を終わります。

教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は11時25分とします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○鈴木委員長 ただいまより教育民生常任委員会を再開いたします。

議案第104号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 議案第104号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

改正理由でございますが、介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布によって、関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

内容でございますけれども、短期入所、生活介護、また介護福祉施設サービスに係る食事の提供に要する日額費用を定めようとするもので、介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費、食費の費用は個人負担であります。施設と利用者との契約により決められるものとなっております。これらの提供に要する平均的な費用の額は、介護保険法により厚生労働大臣が定め

るとされております。今回の改定により食費の基準費用額が引き上げられたため、食事の提供に要する費用を基準費用額に合わせるものでございます。日額をこのたび1,392円から1,445円と改めております。ただし、市町村民税非課税世帯の方につきましては、負担限度額認定等により居住費・食費の限度額が定められ、負担軽減をされております。これの条例施行日につきましては、令和4年1月1日でございます。

このたびの施設ですけれども、市が設置しております特別養護老人ホームについての適用でございまして、作木町にあります江水園、これが対象となります。その他の施設につきましては、それぞれの法人等でこの基準額を参考にそれぞれ定められるというものでございます。江水園につきましては、社会福祉協議会が指定管理として運営されていますけれども、市の施設でございますので、条例で設置をさせていただいて、限度額として捉えていただき、この範囲内で設定をしていただけるものでございます。

以上で議案第104号の説明を終わります。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 少し教えてください。基準費用額が上がるからということで上げるということで、要は、食事の内容がよくなるから上げるというイメージでいくか、ただ単に値上げするというイメージなのか、そこを教えてください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 今回の改正につきましては、基準費用額が改正されるから食事の内容を改善するというものではありません。ですから、これまでも施設の中で基準費用額に合わせた形で食事を3食提供していますけれども、かなり厳しいという声はあります。ですから、施設によれば基準費用額以上の設定をして、徴収されている施設もありますし、市の指定管理施設については、基準費用額限度を定めておりますけれども、今回1日当たり53円引上げになりますけれども、それをもって食事の内容を、程度を上げるということではありません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第104号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより議案第101号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例（案）について討論を行います。討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論をお願いします。

新田委員。

○新田委員 私は、この108号、特別職の報酬、費用弁償に対する条例の改正案について、反対の立場で討論いたします。

まず、学校運営協議会の委員の報酬の中身であります。学校運営協議会規則も定まらぬまま、この委員の人数、任務、資格等が明確にされていない、決まっていない上で、報酬だけ先に決まるというのはいかがと。規則改正をした上ですというものが、するという手順を踏むべきではないか。なお、規則については、私は数々の課題を内包しているというふうに思っております。とりわけ教員の任用について運営審議会が意見を述べるができるといったような中身がある。他市の例を見ると、県の例。ここはやはり慎重に審議いただく必要があると思いますので、学校運営協議会規則の議論、決定を待って、報酬も決すべきだと考えますので、まだ規則ができてない段階での報酬を決定する改正案には反対いたします。

○鈴木委員長 ただいま反対の討論がございました。ほかに討論はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 言われるのが筋な、基本的な部分はあるとは思いますが。ただ、全額報酬を決めると、その内容がわからぬのに報酬を決めるのは、まずいかがなものかということでの反対討論だったんですけども、先ほどの教育委員会の説明では、他市の例等を見てその6,000円というのを決めたとというような内容で、それにその額が今後変更する可能性というのは、三次市の場合は低いのかなというふうに聞かせていただきました。全面的に賛成ということではないんですけども、先ほどの規則はちゃんとつくらないけんということも含めて、後の段階で意見を付して、この条例につい

てはこのまま可決していいものというふうに私は思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。なお、御意見は議案審査に関係するものとしてください。

宍戸委員。

○宍戸委員 先ほども言ったんですけども、先ほどの議案第108号に関しての、コミュニティスクール学校運営協議会委員報酬について、可決ということだったんですけども、新田委員が言われるところ、規則等がまだ定まってないというのはいかがなものか。ですから、早い段階でその規則をちゃんと定めて、運営協議会委員の役割、どういう仕事をするんだということもちゃんと明記してもらわないと、その報酬もついていかないというような部分もあるかなというふうに思いますので、早めの規則制定というので定めるべきだというふうに意見を付していただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただきます、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしく申し上げます。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月13日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希